

第1回安曇野市景観審議会 会議概要

- 1 審議会名 第1回安曇野市景観審議会
- 2 日 時 平成22年1月22日 午前9時30分から午前11時30分まで
- 3 会 場 安曇野市豊科総合支所 コミュニティ消防センター
- 4 出席者 藤居委員、益山委員、場々委員、岡江委員、森島委員、石田委員、
田中委員、川井委員、谷委員、佐藤委員、古川委員、樫井委員、宮崎委員、
- 5 市側出席者 都市建設部：久保田部長、建築住宅課：高橋課長、丸山係長、平野主査、
都市計画課：等々力参事
- 6 公開・非公開の別 公開
- 7 傍聴人 0人 記者 2人
- 8 会議概要作成年月日 平成22年 2月 2日

協 議 事 項 等

1 会議の概要

1. 開 会
2. 委員委嘱
3. 市長あいさつ
4. 委員自己紹介
5. 会長、会長代理の選任
6. 審議会への諮問
7. 会議事項
 - (1) 市の現状及び景観計画（素案）について
 - (2) 今後のスケジュールについて
 - (3) その他
8. 閉 会

2 意見概要

1. 市長あいさつ

○安曇野市は平成20年6月に景観計画策定委員会を立ち上げ景観計画の素案づくりをしてきた。地域に密接に関わり、市民と良好な景観の創出をするために、土地利用と調和をした安曇野市の将来を見据えた景観の考え方、守っていく手法、ルール基礎等の検討を図った。市ではこの「素案」をもとに、よりよい「案」として頂くために住民懇談会を開催し、住民の方の意見や景観審議会の委員の方々の意見を聞きながら、市民共通の財産として人々の生活の根底となる景観のあり方について審議をして頂きたいと思っている。

私見を述べさせていただくと、安曇野の田園を守るには一定の産業振興が不可欠と考えている。農業の基本は、国政のなかで一次産業として責任を持つことが大切だと思う。市でもできる限り支援を行い、いまある産業の振興、雇用の確保を図り自主財源を確保しなければ農業は守れないという思いから、田園産業都市を目標に掲げた。このなかで、新たな企業の創出を図りながら、働く場の確保と所得の向上を図っていきたい。安曇野市は景観行政団体となり、自然景観を守り育て、産業と共に発展していきたい。しかし、昨年農地法が大きく変わり、農業用施設以外は農地の開発が困難になってきた。そのなかで、一般企業の農業への参入の道が開かれてきた。安曇野の原風景は、田園、土蔵づくりの白壁、屋敷林だと思っているが、維持が大変で、減少してきている現状である。景観計画の「素案」では、高さ制限や色彩の問題の提示がされていると聞いている。これからの規制は大切なことで、新たなまちづくりの基本であると認識している。安曇野の原風景を守ることは大きな課題である。景観を阻害している電線、電柱の地下化も条件的、財政面に制約を受ける。

一方、農地の開発が厳しいなかで、新市の庁舎建設も課題となっている。反対意見もあるが

この機会を逃すと合併特例債が適用されなくなり市民の負担も増えるので、市政の第一に据えるべきだと考える。建設予定地の選定を市街化のなかでせざるを得なくなり、ごく限られた場所に決定した場合、高さ制限を厳しくすれば企業がよそへ行ってしまふ恐れもある。既存の建物も30mを超えたものもある。よって、産業との調和をどのように図るかについても審議を賜りたい。仮に、庁舎を第1種住居地域や、住居専用地域等に建設するようになった場合、日照権や景観の問題で住民の理解を得られないことも想定され、懸念している。

委員の皆様にはお忙しいなか、色々ご苦勞をお掛けすることと思うが、地方主権を目指しながら、まちづくりに大きな影響を与える重要な役割を担っていると考えている。今後のまちづくりのあり方、産業振興、農業振興、庁舎建設等、総合的な局面から審議を賜り、的確な答申を頂きたい。

この機会に報告だけさせて頂きたい。いま、市では平成23年を目標に統一した土地利用の条例をつくりたいと検討を進めている。県の建設部都市計画課の話で、旧豊科町の都市計画法の線引きを簡単には外せないことが明らかになってきた。これは、県や国との調整、市の内部の調整にも時間がかかり、土地利用条例をつくっても線引きが外せない限り、2本立ての土地利用を運用せざるを得ない状況にあることを申し上げておきたい。

2. 委員自己紹介

3. 会長および会長代理の選任

①会長選任

○「景観審議会設置条例」を説明。条例第4条に基づき、会長選出についての意見を求めた結果、委員からの意見がなかったため、事務局の推薦により、会長に藤居委員を選出。(事務局)

○県の景観審議会に出席している。安曇野市は長野県の地域主権の先端を走っている。安曇野市の田園風景は全国的にも有名なので、是非よりよい景観になるようにしていきたい。(会長)

○審議会設置条例第5条に基づく審議会の成立要件を確認。(会長)

②会長代理選任

○会長代理の案の提示の求めに応じて、事務局が場々委員を推薦。委員からの異議がなかったため、場々委員を会長代理に選出。(会長)

○より深いレベルの会議になろうかと思う。(会長代理)

4. 審議会への諮問

○久保田部長が市長代理として、市長から審議会への諮問内容を朗読。

○諮問の趣旨を事務局が補足説明。

5. 会議事項

○本審議会に関して事前に説明すべき事項を説明。(事務局)

- ・会議議事録について、要約筆記のうえ、音声録音により後日正式に作成。録音記録については、議事録が出来上がった時点で消去する。

- ・議事録の署名について、議事録が出来上がった後、直接出向くか、又は郵送にて署名をお願いする。

- ・議事録署名人については、出席委員の中から2名の選任とし、名簿順により、審議会の都度、会長から指名をお願いする。

- ・審議会については原則公開とし、報道を含め傍聴についてご理解をお願いしたい。

- ・審議会における情報公開として、市のホームページに開催日時・場所の事前周知、議事録及び委員名簿について掲載されるのでご了解願いたい。なお、公開する議事録については、各委員の意見は(委員)とだけ記載される。

- ・事務局について、市の土地利用制度統一の検討が始まった時点から、景観計画（素案）策定も含め、(株) KRCにコンサルタントとして支援いただいております、事務局として資料説明や回答もさせていただきますので、ご了承ください。

○会長より、本日の議事録署名人として、益山委員と場々委員に依頼。

(1) 市の現状及び景観計画(素案)について

○事務局より、市の現状と景観計画の素案について説明。

○事務局より、委員から事前に頂いたご意見を紹介。

○外部の者として「こうあってほしい安曇野」を述べている。安曇野は観光地としても有名な場所で、観光者の目線に立って安曇野のブランドをどう構築していくかを考えた場合、産業と景観のバランスをどうとるのが最大の課題となる。観光も産業の1つで、外から見た場合、より具体的に禁止事項を設けた方が全体として意見の集約ができるのではと考え、色々と希望を述べた。軽井沢がいまブランドを持っている理由は、住民が長期的に協力をしているからである。農業と産業の両立を図る安曇野とは個性の違いはあるが、規制をしない限りブランドを構築することはできないと考える。概要の素案の第I部の地図にある写真は理想のものだと思う。理想を掲げるのであれば住民が規制を受け入れないと実現は難しい。観光者に見てもらいたい地域や住宅地をより限定し、県で指定されていた禁止地域を安曇野独自の規制に変えていくわけだが、市の基本的な景観としてのブランドをどうしていくか、という意見の一致が必要だと感じる。(委員)

○具体的にどのような計画があるのかわからないが、普通に考えて高さの制限が10mだとすると、住宅では3階建てもできない。工場でも高いものは1階建てでも10mを超えることもある。新規に建てるものには制約はありうる。特定開発で許可された場合などは、できるようにしてほしい。安曇野工業会の担当者に意見を聞いたところ高さ10mは論外で、以前、豊科町から追い出されたようなことが再び起こることになると言われた。

横浜の計画的につくられた場所に住む者からみると、安曇野市のまちなかは非常にバランスが悪い。電柱や電線がなければなおよいが、それ以前にまちが汚いし、歩道がなき過ぎる。自分たちが生活する場所とのバランスは都会の方が努力している。これから変えることは可能なので力を入れたら良いと思う。観光的な見地からすると、駅を降りてまちを見た時に「何だ？」と思う。観光地に行けば印象は変わるが、その点を改善すれば観光産業ももっと伸びると思う。(委員)

○観光地の面からするといままであったものを継承しているだけ。住民が禁止条例でメリットを持つことを確認し、規制を持つことで結果的に誇れる安曇野に協力しているという、実感を持つことが大切だと思う。

また、素案の規制について、0mの看板や公告がよい、悪いではなく、人間がそこに立ち、背景にある景色を見たときに邪魔になるものがいけないと思う。高さの規制は単に数字で抑えるだけでなく、場所による規制が必要ではないか。産業に必要なものは壊さずに、景観に邪魔にならないようにしていきたい。

道路からの景観を重視するとあるが、実際に東西に走っている道に配慮すれば、自然に景観を楽しめる。また、大糸線から見える景色、鉄道からの景色を邪魔しない工夫をしていけばよい。そのような方針を持って、しっかりしたガイドラインを示す。商業や工業の活動を数字で抑えない考え方を大事にした調整が必要。(委員)

○景観計画の素案に対し意見を頂いた。今後のスケジュールにも関連するが、この審議会で素案について意見を頂いて、その後、どこまで修正をかけられるのか聞きたい。(会長)

→今後のスケジュールとして、3回くらいで景観計画を含め景観条例に対する答申をいただきたい。市では、市民対応として2月に土地利用に関するルールと共に景観についても地区説

明会を行う。そこから出た意見も踏まえて審議をしていただくこともあると考えている。3月にまとめることができれば、4月に県へ景観行政団体になるための同意を得る手続きをしたい。6月には景観条例を議会に提出し、景観行政団体に移行したい。

最終的な手続きとして、都市計画審議会と景観審議会の意見を頂き、景観計画告示・縦覧をして、来年の1月には景観条例を施行したいと思っているが、土地利用制度が4月となっているので、それと合わせるかたちも視野に入れている。景観計画の素案をもとに市の案を決めていくので、全くひっくり返ることはないと考えている。追加、修正に関しては、よりよい景観計画の内容であればどんどん採用していくつもりである。(事務局)

○先程3名の委員さんから意見を頂いた。観光地としての安曇野の田園と産業との折り合い、大都市の景観整備の方が、地方都市より熱心ではないか、といった意見があった。また、数値だけでなく地域・地区にあったルール、作法を考えた方がよいのではないか、景観計画を具体化するにはガイドラインをつくるかといった意見があったかと思う。他に意見がある方はどうぞ。(会長)

○個人の意見として述べたい。高さについて随分厳しいと言う指摘もあったが、策定委員会での経過を話したい。松本市はマンションブームの時に、10階～15階の建てものがどんどん建った。松本城周辺で、お城の高さ30mを超えるものがたくさんあるなかで議論が進んだ背景がある。安曇野の景観に欠かせないのは北アルプスなどの山並み。それを阻害するものはなるべく抑えていく、という意見があった。豊科の高い工場については、東側なので景観を阻害することはあまりないのでよいのではないかという意見もあった。高い建物への違和感を避けたいという思いであった。高さを限定するには勇気がある。10mの高さはギリギリ3階建て、工場ではせいぜい2階建て。ケースバイケースだが、北アルプスの景観を阻害する高い建物はやめようということだった。一方で、建設中の安曇野日赤は30mを超えているし、新庁舎を建てるとなると20m以内が可能かどうかの議論もある。そこで色分けも必要ではないかという意見であった。前委員会の大半の意見としては、背中に北アルプスを背負ったまちを守っていききたいという思いが現れた数字がこれではないか、と私は思っている。(委員)

○高さ制限は「市内一律」というわけにもいかないだろう。松本市のように工業地帯を定め、その中では〇mまでとすることもできる。そのときに工場の緑被率を決めて、うるおいのある工業地帯にすればよいのでは。また、樹種の選定については疑問に思うものもある。個人の家で持主は適していると思うかもしれないが、市の街路樹としては適していないと感じるものもあるので、地域の方の希望だけでなく、研究が必要だと思う。(委員)

○土地利用計画などと並行して進んでいるということか。(委員)

→そのとおり。(事務局)

○景観からみた土地利用の話ができるとよい。経済的な視点を抜きにしては規制の話はできない。都市計画のなかで工場エリアを定め、ゆくゆくはそちらへ集約するようにする。単にいまの場所で規制だけをかけ条件を厳しくすると、将来同じ条件のものがつくれなくなり、いまある資産が目減りもありうる。そのような経済的視点も取り入れた話し合いも必要。(委員)

○長野市の場合は規制の数字は細かく決めていないが、千曲市や上田市では細かく定めており、メリハリが自治体によって違う。具体的に高さ制限を〇mと入れることはあるが、実際は景観法に基づく景観計画になると、形態意匠に関する強制力はあまりない。高さ制限については建築基準法、都市計画法を用いて都市計画で何とかできるという話になる。市として土地利用と景観計画は同時並行だとすると、景観は植栽、樹種も重要で、具体的に細かな内容は別途、住民にわかりやすいようなガイドラインを用意する。景観計画自体は全体としての方向性を示すものであってよいのではないか。このなかに非常に小さな内容まで入れてしまうのは難しいと思う。(会長)

○土地利用の進め方に問題の箇所が見られる。例えば工業ビジョンも並列で動いているが、具体的なものは進んでいない。また、まちなかの計画を進めるといっても、住宅施策の長期ビジョンや観光のビジョンがない状態。将来、市が何で食べていかや一番重要な長期的な具体策がないなかでビジョンだけが先行してしまっている感がある。悪く言えばこの景観計画策定メンバーに経済団体の方が入っていたのか、入っていないとすれば意味がないと思う。「よい暮らしで一番大切なものは何か」が抜けたままつくられた印象。まだ欠点があるので、期限があるのはわかるが、この素案の高さ規制をもし行ったら、既存のものにも当てはまるのかどうかはわからないが、工業会としては阻止するしかなくなる。自分たちでビジョン的なものを出して工業団地に集約してもよいという結論が出ればよいが、例えば、研究開発をしている会社は、いまのような日本の工場団地には汚くて行きたくないと思う。環境の良いところで研究開発をしたいと思っている。当社も工業団地内への立地も考えたが、環境面を考えて、いまの場所にした。その変わり敷地の半分は緑を守るという計画を出している。そういう意見を聞かずにきてしまっている印象。そういう意味で市の進め方がよくない。

まちなかの商業ビジョンを尋ねたら、「いまある商工会に意見を聞く程度にする」という答えだった。過去に豊科が線引きを早く導入しすぎて、現状どうなってしまったかという例を反省していないのかという声も聞く。結局、産業の方が脱落してしまった。その辺の調和を図って頂きたい。審議会でどこまで行うかということもあるが、そうしたことが心配される。(委員)

→先程から土地利用の話が出ているが、現在、安曇野市には統一した土地利用のルールはない。目標として平成 23 年 4 月から統一した土地利用制度を運用するために、別の委員会で準備を進めている。景観とも関係があるので、委員の方に土地利用について少しわかっていたくために、若干、土地利用の説明をしたい。(事務局)

○産業と景観のバランスを考えたとき、伊那食品のように企業が観光地になっているケースもある。これは企業側の地域への歩み寄りの姿勢が感じられる例。安曇野市が持っている景観の考えと環境を企業に理解してもらいながら、歩み寄る姿勢が大事。緑化率や山並みにあったデザインの建物を考えたり、観光者が工場を訪れて楽しめるような計画を盛り込んでいけるかどうか、つまり、地域と市と企業の歩み寄りが重要な時代になってきている。ただ工業団地を誘致するだけでなく、自然に恵まれたなかで研究、開発、生産して成功する実例を安曇野市で先駆けてやっつけていけば、環境に配慮した企業誘致になり、産業と景観、観光のバランスがとれた見本となる。(委員)

○「観光」とまではいかないが、開運堂が植栽に配慮してつくった例もある。食品に限らず、自然を大切に作る安曇野市と企業との間で、ポリシーの折り合いをつけることはできると思う。ただし、それは全て土地の問題で建物を建てる時建ぺい率がギリギリではできない。生活をするか生産をするかの違いはあるが、社会活動に必要な、景観等のバランスに必要な「土地単位」の目安が、経済活動をする方にも必要だと思う。土地の目的に応じた「単位面積」が必要。例えば、どうしても人工的なものになるのなら、周りに木を植えるなど。企業が来て利用するときわかる対応を早めにする。そうしないと折角あるよい景色も片手落ちになる。いまの景気を維持して将来に引き継ぐために、いまの住宅、工場、商業施設の開発の仕方をどうするか議論をするテーブルを、市が用意する必要がある。そのような仕掛けも必要ではないか。(委員)

○いままで住民優先の意見が強く出ている。この計画では住宅系の緑化は 5～7%となっているが、これでは少なすぎないか。緑を大切にするには市民の方にも負荷がかかる。企業も、いい方だけではなく、法律だけ通れば良いと強引にやる会社もあるので、市民も率先して負担する意識がないとダメ。(委員)

○都市計画課より、第 5 回地区別懇談会提示予定資料を用いて、土地利用制度の概要を説明。

○ 4 ページにある白地農地、青地農地とはどういうことか。(委員)

→ 青地農地は農振法に基づく農用地で農業投資がなされていて、開発する場合には、その除外が必要だということ。よってまだ開発してはいけない場所。白地農地は農業投資が行われていない農地で、農振法の規制を受けていない土地。(事務局)

○ 景観も特定開発のようなものを設けたらどうか。どのような条件を付けるかによるが、既存の会社の場合どうするか、など。例えば、当社もキッセイ薬品も木に囲まれていて、下から見上げても建物は見えないような建て方をしている。そのようなことも考慮して、特定開発的な考え方を景観に入れていけたらと思う。(委員)

○ 次回の日程が決まったら、どうかたちで素案に仕上げるか検討して参りたい。(会長)

